

## 静岡県告示第717号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和5年12月15日

静岡県知事 川勝平太

田子の浦加入区（田子の浦区域の小型合併漁業のうち専ら船曳網を使用してしらすをとることを目的とする漁業区分）

1 届出年月日

令和5年12月1日

2 発起人の住所及び氏名

富士市中丸621-5

佐藤 久雄

富士市前田833

芹澤 廣光

3 区域

田子の浦区域

4 区分

小型合併漁業のうち専ら船曳網を使用してしらすをとることを目的とする漁業区分